

## 千葉県観光ポスター制作・配送等業務（秋）

### 業務委託仕様書

本仕様書は、ちばプロモーション協議会が委託する千葉県観光ポスター制作・配送等業務（秋）委託の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、ちばプロモーション協議会が作成する。

#### 1 事業主体

ちばプロモーション協議会

#### 2 委託の目的

ちばプロモーション協議会(以下、「協議会」)では、来訪者の促進を図るため、平成31年9月1日から11月30日にかけて秋の観光キャンペーンを実施する予定であることから、千葉県への来訪促進及び本キャンペーンを広くPRするため、観光ポスターを制作する。

#### 3 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日（火）まで

#### 4 委託業務の内容

本業務の内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

##### (1) 観光ポスターの制作

###### ア 業務概要

下記「イ コンセプト」をふまえてポスターを作成する。

作成に必要な素材の入手（権利処理を含む）、掲載する画像一式の収集、必要な各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成作業、版下作成等、一切の業務を行う。

※ポスターの最終的な素材やデザインは、協議会と協議の上決定する。

###### イ コンセプト

千葉県の「新たな魅力の発見」、あるいは「魅力の再発見」を図る。

###### ウ 使用素材・デザイン

###### (ア) 使用素材

a 原則、背景画像を「写真」とし、その枚数は「1枚」とする。

b 素材は、秋の観光キャンペーン期間中の千葉県で見ることのできる情景とする。

###### (イ) デザイン

a ポスターを見た者に強い印象を与えるものとし、夏及び早春の観光ポスターを含む各ポスターは統一感を持ったものとする。

b 千葉県への観光誘客促進に繋がるような魅力的なキャッチコピー等を使用すること。

本キャッチコピーはポスター以外でも活用する場合がある。



「魅力いっぱい  
ギュツ♥と千葉」ロゴ



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

- c ポスター内に、以下を挿入すること。
  - ・秋の観光キャンペーンの開催の告知（名称・期間等）
  - ・千葉県が分かる地図デザイン（使用する素材の所在・名称等を明示すること）
  - ・県が指定するロゴ及びチーバくんのイラスト（右記）
  - ・千葉県公式観光物産サイト「まるごとe!ちば」の告知

#### エ 印刷物の規格

- (ア) 判型 B 1 判及びB 2 判
- (イ) 枚数 1,600 枚（B 1 判 580 枚、B 2 判 1,020 枚）  
※B 1 判のうち 320 枚については、下帯 18 cm を協議会が別途指示するデザインとし、  
協議会から支給する素材をもとに受託者がデザインを制作する。
- (ウ) 紙質 アート紙
- (エ) 色数 カラー 4 色以上
- (オ) 方式 オフセット印刷

#### オ 校正

随時（色校正含む）

※色校正は、B 1 判及び上記「エ 印刷物の規格」で示した紙質、色数、方式で行う。

### (2) 配送・納品等

- ア 納品期限 平成 31 年 8 月中旬、および協議会が指定する期日（納品先による）
- イ 納品部数 1,600 枚
- ウ 納品先 協議会の指定する箇所（840 箇所程度）
- エ 梱包 紙筒梱包若しくはダンボール梱包  
※別途協議会が指示する送付文を印刷の上、ポスターと合わせて梱包すること。

#### オ その他

電子データ(PDF 形式、イラストレーター形式、JPEG 形式等)を、ポスター納品の 2 週間程度前を目安に千葉県商工労働部観光誘致促進課まで納品すること。詳細な日程は別途協議の上定める。

また、当該電子データについて、協議会が作成する刊行物やウェブサイト等への流用使用を認めるものとする。

### (3) 独自提案

独自提案は必須ではない。以下に係る提案があった場合、加点対象ではあるが、提案がない場合に減点するものではない。

県内外を問わず、従来のポスター掲出先以外の新たな掲出先を提案すること。掲出料がかかる場合は、その費用も委託料に含むこととする。

提案に際しては以下の点を留意し、掲出先名称、枚数、期間や効果など具体的に明記すること。

○従来、掲出を依頼している機関等は以下のとおり。

県関係機関、県内市町村、県内観光協会、県内商工会議所・商工会、道の駅・物産関係施設（県

内 50 箇所、県外 34 箇所)、県内博物館・美術館、S A ・ P A (県内 10 箇所、県外 9 箇所)、県内メディア関係機関、県内宿泊施設、鉄道・運輸関係機関(県内や首都圏の駅等)、県内商業施設、県内郵便局、県内金融機関、県内観光施設、県内飲食施設、県内寺社・仏閣、県内見学・体験施設、民間、旅行会社 等

## 5 業務の実施

委託業務の実施に当たっては、協議会と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

なお、協議及び打合せは、協議会又は受託者の求めに応じ実施するものとし、打ち合わせを行う場所は、協議会が指示する。

## 6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 23 条(公衆送信権等)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条(翻訳権・翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を協議会に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、協議会の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使することができない。

## 7 納品物件に関する責任の所在

本業務にかかるすべての納入物品については、受託者が最終的な責任を負うこと。

## 8 経費

本業務の実施に要するすべての経費は、委託料に含むものとする。

委託料の上限 1, 1 1 5, 3 4 5 円(消費税及び地方消費税込み)

## 9 その他事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ協議会の承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) 業務の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、協議会が求める事項は最大限実現できるよう努めること。
- (3) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ協議会と協議の上、承認を得ること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 各種申請等を実施する際、手数料などの負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

- (6) 本仕様書に記載されていない事項については、協議会の指示に従うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、協議会と協議すること。
- (8) 平成31年10月1日以降の資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）が引き上げられることとなっているが、この消費税の引上げにより契約金額に変更が生じる部分については、後日、変更契約を締結する予定である。

このため、契約希望金額の算出に当たっては、実際に適用される見込みの消費税率にかかわらず、この課税取引の全体に消費税率8パーセントが適用されるものとして算出すること。